



ノリタケカンパニーリミテドがノリタケカンパニーリミテド<5331> 株式の変更報告書を提出（保有減少）



ノリタケカンパニーリミテド<5331>について、ノリタケカンパニーリミテドが8月8日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合が1%以上減少したこと」によるもの。

報告書によると、ノリタケカンパニーリミテドのノリタケカンパニーリミテド株式保有比率は、1.74%と10.07%減少した。

報告義務発生日は、2012年8月1日。